

夜間の集客促進イベント企画・運営等業務委託仕様書(企画提案時)

本仕様書は「夜間の集客促進イベント企画・運営等業務委託」(以下「本業務」という)に関し、必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、委託者と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めるものとする。

1. 業務名称

夜間の集客促進イベント企画・運営等業務委託

2. 契約期間

契約締結の日から令和8年12月31日まで

3. 履行場所

天神地下街(福岡市中央区天神2丁目)

4. 事業の目的

福岡市においては、夜間の観光振興の一環として、博多旧市街や福岡城・鴻臚館エリアにおけるライトアップイベントの実施や、夜間イベントや屋台をはじめとした食に関する情報発信に取り組んでいる。

本業務では、天神地下街50周年の節目に、夜の地下街という空間を活用して新たな地下街の魅力を創出し、市民及び観光客の夜間の回遊促進イベントを実施することで、今後の夜間イベントの展開を図ることを目的とする。

5. 業務にあたっての考え方

(1)開催日程

令和8年9月4日(金)～6日(日)(予定)

※福岡市と協議の上、最終的な実施日を決定する。

(2)開催場所

天神地下街 インフォメーション広場とその周辺通路、その他イベントスペース等

※地下街内での具体的な開催場所については、関係者と協議の上、最終的に決定する。

(3)開催時間

20時30分から24時00分の範囲内で実施

※具体的な開催時間は、関係者と協議の上、最終的に決定する。

(4)料金

原則無料とする。 ※福岡市と協議の上決定する。

(5)集客規模

消防、警察等の関係者との協議を通じて、地下街内の使用場所を確定したうえで、同時に滞留可能な人数の上限など安全面を考慮しながら決定する。

6.業務内容

(1)業務内容

「4. 事業の目的」を達成するために、以下の内容を実施すること。

①実施計画書の作成

実施計画書は原則として以下の項目を含んだ内容にすること。

(ア)運営体制・スケジュール

- ・イベントを企画・運営するにあたり、委託者と迅速かつ綿密な協議が可能な体制を整え、事業実施に向けた適切なスケジュールを組み立て提示すること。
- ・本業務全体を円滑に運営するため、必要なスタッフの手配、管理、運営を行うこと。

(イ) イベントの企画・編成

- ・イベントのコンセプト、テーマ、キービジュアルの策定、イベント演出企画等を作成すること。
- ・イベントの出演者の調整・タイムテーブルを作成等、運営進行に係る全体計画を策定すること。

(ウ)会場計画

- ・会場レイアウト、設備配置、電源・通信など必要備品の整理・準備、会場装飾・演出、物販、案内・サイン(待機・観覧・通行の分離等)、避難動線等、会場設営に必要となる事項を提示すること。なお、避難動線などは建築基準法など関係法令を踏まえた上で、計画をすること。
- ・地下街という特性を踏まえて、音響や照明、ケーブルの配置・養生など一般の通行者や地下街店舗利用者へ配慮した内容とすること。

(エ)警備計画

- ・来場者の動線管理、場内整理、誘導など、安全にイベントを運営するにあたり警備上必要となる事項を詳細に記載すること。

(オ)安全対策基本計画

- ・大規模災害対策、テロ対策、医療・救護体制など想定される緊急事案の整理と、その対策にかかる避難誘導や動線確保などについて詳細に記載すること。

(カ)広報計画

- ・当該イベントの事前告知等、内容の周知を行うために必要となる事項(専用サイトの制作、SNSやポスター・フライヤー等を活用したプロモーション、メディア(TV、新聞等)の活用等)を記載すること。
- ・なお、広報の手段として市政だより、市のホームページへのイベント情報の掲載、及び市の保有する掲示板等広告の掲出が可能な場所を使用することができる。
- ・本件イベント以外にも、福岡市の夜の観光コンテンツの利用や回遊を促すために、イベント時に合わせて情報発信を行うこと(コンテンツのチラシの配布、SNSでの紹介等)。

②実施計画に基づくイベントの運営

- ・実施計画書に基づき、会場設営、運営体制の確保、資機材の調達、コンテンツの制作、出展・出演者調整、進行管理、関連事業者との調整、協賛の確保等、取組みにかかる運営業務の一切を行うこと。なお、地元アーティスト等の音楽イベントの場合には福岡音楽都市協議会とも連携し出演者調整を行うこと。
- ・資機材の搬出入スケジュール等も含めた運営マニュアルを作成すること。

③本業務の目的を達成するために必要な交渉・調整業務

- ・実施計画書の作成及び業務を実施するにあたり、地域、警察、消防・保健・衛生当局、施設管理者、テナント、出演者等の関係者と必要な交渉及び調整を行うこと。また、交渉や調整に必要な協議資料の作成(避難経路や距離、通路幅員などの検証を含む)すること。

④必要な許認可等の調査・申請

- ・道路占用・使用許可、演目審査等(公序良俗・著作権・肖像権・広告物規程等)、BGM/著作権処理等(JASRAC/NexTone 等)の必要な手続きを余裕をもって準備し、着実に実施すること。
- ・防火や電気設備をはじめとする、本件イベントを運営するにあたり関連のある法令等を確認し必要な許認可や届出等の実施及び遵守事項に沿った運営を行うこと。

⑤効果検証・事業報告書の作成

- ・本業務の目的を達成するための、KPI 設定と計測(来場者数・SNS リーチ・アンケート満足度等)を実施すること。
- ・実施内容の振り返り及びとりまとめ、経済効果など効果検証、地下街空間の活用可能性についての提案等を含めた事業報告書を作成し提出すること。

(2)提案内容

以下に示す事項について、提案すること。

①企画概要・演出内容

- ・イベントのテーマやコンセプト、開催日時、出演者、タイムテーブル案などイベントの企画概要について理由を含めて提案をすること。

<留意事項>

- ・音楽などのパフォーマンスは、夜間を実施することや、地下街の雰囲気や空間、照明を活かしつつ、これまででない斬新な内容とすること。
- ・物販(飲食含む)も可とするが、内容や提供方法については関係者と協議の上、確定する。
- ・出演者には地元アーティストも含むこと。

②会場レイアウト、音響・照明仕様等

- ・適切かつ効果的なレイアウト、音響・照明居仕様を提案すること。
- ・開催場所は、天神地下街のイベントスペース以外での提案も可能とする(例:通路の利用など)。ただし、規則に定められた場所以外の利用については関係者の合意の上で、決定するものとする。
- ・地下街内での開催場所は一か所ではなく複数箇所で開催する旨の提案も可能とする。

③警備及び安全対策(警備要員の配置、緊急時避難経路の動線確保など)について詳細に提案すること。

④本事業の効果を検証するための KPI 及び効果測定方法について理由を含めて提案すること。

⑤イベントの告知や認知度向上につなげるための効果的な広報・プロモーション方法について提案すること。また、本件イベント開催期間中の他の集客イベントとの関係など、より効果的な福岡市の夜間の回遊促進のプロモーションを提案すること。

なお、ウェブでのプロモーションにおいては、福岡市が保有するオウンドメディア等の媒体を活用することも可能とするが、それ以外の告知方法・媒体等も提案すること。

⑥実施スケジュール・運営体制

- ・業務の実施スケジュールを示すこと。
- ・運営体制について示すこと。なお、本事業の実施にあたっては、運営責任者を設置し、原則として契約開始から事業完了まで交代は行わないこと。

⑦追加提案

本業務の実施にあたり効果的と考えられる事業者独自の取組みについて、積極的に提案すること。なお、有料での飲食・物販、体験コンテンツ等の実施は可能とするが、関係者との協議の上で、最終的な実施の判断を行うものとする。

また、地下街内のテナントとのタイアップも認めるが、関係者との協議の上、決定するものとする。

⑧見積書

本イベントの実施にあたっては、協賛金の獲得も認めることとする。

7. 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

業務の遂行にあたっては、本市担当職員と密に連絡を取りその指示に従うとともに、情報の取扱いについては細心の注意をもって行うこととし、当該事業に係る市及び関係者等への電子メールの送信はBCCにより行うなど、情報漏洩の対策を講じなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

8. 再委託について

(1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

9. その他

(1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。

- (2)本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (3)発注者が必要と認めるときは、受託者に必要に応じて報告させること、さらに市の職員が帳簿等の立入検査及び関係者に質問することができるものとする。
- (4)著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。
- ①本業務を通じて制作した、成果物(クリエイティブ・写真・記事等)については、本市の観光プロモーション等を行う上で、加工も含めて使用できるものとする。
 - ②成果物のうち、第三者が有する著作物等(以下、「既存著作物」という)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
 - ③成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
- (5)本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。